

(1)

令和2年11月1日

No.152

発行

一般社団法人  
練馬西青色申告会



# ねりま西青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

## 年末調整の個別相談会は一月一二日まで

### 〈年末調整とは〉

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によつて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになつていますが、その源泉徴収をした税額の一年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その一年間の給与総額が確定する年末に納めなければならぬその給与総額についての税額（年税額）とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

### □期間

令和二年十一月十四日～令和三年一月十二日（第二第四土・日曜祭日を除く。尚、令和二年十一月二十九日～令和三年一月四日までは休業となります。）

### □会場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

### □必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は十月下旬に送付されております。）、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）

## 決算書作成指導・相談日予約について

令和2年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、令和3年1月18日(月)～3月13日(土)まで（電話・FAX可）

★予約時間は、午前9時～午後4時まで。すべて予約制となります。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを12月の初旬頃に送付しますので宜しくお願ひ致します。

★3月15日(月)は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署・練馬東税務署ともに午前12時までとさせて頂きます。

※日曜、祭日、1月23日(土)、1月30日(土)は休ませて頂きます。

# 令和2年分所得税の改正点について

## 〈1〉基礎控除の改正

基礎控除が下の図表1のとおり改正され、合計所得金額が2千500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができないこととされました。特に、令和2年中に土地等及び建物等を売却して数千万円の所得が出た方はご注意ください。

## 〈2〉子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する方、または年齢23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額（その給与の収入金額が1千万円を超える場合には、1千万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) 所得金額調整控除には、上記の控除のほか、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除」（年金等）といいます。）もありますが、年末調整においては、所得金額調整控除（年金等）の適

用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除（年金等）適用を受けようとする人が年末調整の際に「給与所得者の基礎控除申告書」等で後継所得金額を計算するときは、所得金額調整控除（年金等）を考慮して合計所得金額を計算する必要があります。

## 〈3〉「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記〈1〉及び〈2〉の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除、または子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払いを受けする日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」または「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

## 〈4〉源泉徴収簿の様式変更

上記の改正により令和2年分の源泉徴収簿が変更されました。よって、年末調整時に使用する源泉徴収簿は必ず「令和2年分の源泉徴収簿」をご使用くださいようお願い致します。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

〈図表1〉基礎控除の改正

## 令和2年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

令和二年十月十二日（月）「会勢拡大出陣式・役員研修会」を練馬区立勤労福祉会館にて六十名の役員の皆様に、ご出席頂き開催致しました。

物故者に対する黙祷、山田副会長の開会あいさつ、会歌斉唱に続き、梶野会長から台風の心配があつた中、無事に開催できた御礼とともに、「コロナ禍のなか、個人事業主には厳しい状況が続きますが、種をまかななければ花は咲かない。会歌の歌詞にあるように負けない心で団結をして頑張りましょう。」との挨拶を頂きました。

練馬西税務署副署長 吉澤 剛史 様



梶野会長



「がんばろう！」

小林副会長

練馬西税務署個人課税第一部門  
統括国税調査官 加藤 俊枝 様  
練馬西税務署個人課税第一部門  
上席国税徴収官 田邊 智史 様

ご来賓の方からご挨拶を頂きました。

「会勢拡大出陣式」では、「チーム青色」のメンバーとしてご尽力を頂いている小林副会長から「会勢拡大について」と題し、北豊島郡の地名の頃、祖父が住み始め、練馬区が誕生し七十二年、個人事業主が活発だつた時代に比べると現在は社会状況の変化

難しい時代ですが、七十年という歴史を迎えた青色申告会の使命は、会歌にある「皆で力を合わせて仲間を作る」と「頑張ろう！」との掛け声のもと「秋の勧奨月間・青色コーナー」に向けてスタート致しました。休憩後、「スマート行政の実現に向けて」

「ICT化の必要性」と題して、練馬西税務署副署長 吉澤 剛史様のご講演を頂きました。

### 【国税庁の使命】

- ・納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する為、申告納税制度を支える二つの柱「納税環境の整備」「適正・公平な税務行政の推進」を行う。

・税務行政の将来像として、スマート税務行政の実現を図る。

### 具体的な取り組みとして、

#### 《国税庁ホームページの充実》

- ・様々な税に関する情報提供

#### 《確定申告書作成コーナー》

- ・チャットボット導入（A.I.・人工知能）を活用して自動回答を行う。（令和二年十月下旬～年末調整）（令和三年一月中旬～確定申告）



吉澤副署長



加藤一統



田邊上席

### 《納税手段の多様化》

- ・マイナンバーカードでe-Tax送信
- ・口座振替／クレジットカード／コンビニ納付等納税方法の充実。

公務ご多忙の中、ご講演のご協力を頂きました吉澤副署長はじめ幹部の皆様に紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいながらご参加頂きました役員の皆様に感謝申し上げます。

事務局 高田



副署長講演の様子

# 各種給付金の課税関係まとめ

「BLUE RETURN 青色申告9・10月合併号」より

## ① 事業所得（雑収入として処理する）

- ・持続化給付金（事業所得の方）
- ・家賃支援給付金（事業所得の方）
- ・東京都などの感染拡大防止協力金
- ・小学校休業等対応助成金
- ・小学校休業等対応支援金（事業所得の方）
- ・雇用調整助成金など

## ② 一時所得

- ・持続化給付金（給与所得の方）
- ・小学校休業等対応支援金（給与所得の方）
- ・すまい給付金
- ・地域振興券

## ③ 雜所得（①、②以外のもの）

- ・持続化給付金（雑所得の方）
- ・自治体などのベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

## ④ 非課税

- ・特別定額給付金
- ・子育て世帯への臨時特別給付金
- ・雇用保険の失業等給付
- ・児童（扶養）手当など

（注）一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円以下である場合には課税対象とされませんが、50万円を超える場合には課税対象となります。

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21%（2020年10月1日現在）

※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）

※他に練馬区の利子補給40%（3年間）

※利用できる方：従業員20名以下

（宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下）

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

### <窓口専門相談>

本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の方問わず利用できます。

#### 【法律相談】毎月第1金曜日

午後1時～4時（30分単位）  
相談員：弁護士 相談無料

#### 【税務相談】1月～3月 毎週火曜日

4月～12月 毎月第2火曜日  
午後1時～4時（30分単位）  
相談員：税理士 相談無料

#### 【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部

練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F  
区民・産業プラザ内  
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

## 東京都家賃等支援給付金 【申請受付要項】



専用ポータルサイト <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

※「東京都家賃等支援給付金」の申請には、国の「家賃支援給付金」の給付通知を受けている必要があります。まずは、国へ「家賃支援給付金」を申請し、国から給付通知を受けた後に、「東京都家賃等支援給付金」を申請いただけますようお願いします。

なお、「東京都家賃等支援給付金」は都内の物件の家賃等を対象といたしますので、ご留意ください。

↓国の家賃支援給付金の申請先リンクはこちら！

<https://www.mext.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

#### 【申請方法】

##### ① オンラインの場合

東京都家賃等支援給付金のポータルサイトにて、申請することができます。

申請開始：令和2年8月17日（月曜日）

申請期限：令和3年2月15日（月曜日）23時59分まで

（URL）<https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

##### ② 郵送の場合

オンライン申請の代わりに、郵送での申請も受け付けます。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で以下の宛先に郵送してください。

申請開始：令和2年8月17日（月曜日）

申請期限：令和3年2月15日（月曜日）の消印有効

（宛先）〒174-8799 日本郵便株式会社 板橋北郵便局 郵便私書箱 第26号

東京都家賃等支援給付金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には担当者の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### 【問合せ先】

東京都家賃等支援給付金コールセンター

（電話）03-6626-3300

（受付時間）午前9時から午後7時まで

（土日祝日含む毎日、11月以降は土日祝日・年末年始除く）